

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和7年度自家用電気工作物の保安管理業務の請負

## 2. 目的

四国総合通信局に設置する電気設備（以下、「設備」という。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、保安管理業務に関する外部請負について必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## 3. 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

事業場の名称 四国総合通信局

事業場の所在地 松山市味酒町2丁目14-4

設備の概要 需要設備 設備容量 400kVA 受電電圧 6.6kV  
非常用予備発電装置 発電容量 150kVA 発電電圧 0.2kV

## 4. 請負期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

## 5. 点検頻度

- (1) 月次点検 隔月1回（絶縁監視装置設置の有無：有）
- (2) 年次点検 毎年1回（無停電年次点検の実施の有無：無）

## 6. 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」（以下、「甲」という。）とは、四国総合通信局をいう。
- (2) 「受託者」（以下、「乙」という。）とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した、電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。
- (3) 「保安業務従事者」とは、委託に係る事業場（以下、「事業場」という。）の保安管理業務に従事する法人の者をいう。
- (4) 「保安業務担当者」とは、保安業務従事者であって事業場を担当する者をいう。
- (5) 「契約書」とは、自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書をいう。
- (6) 「仕様書」とは、業務の指示事項等を定める図書をいう。

## 7. 提供する役務の品質保証

### (1) 役務の品質保証

「乙」は、保安管理業務等について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される下記の事項を明確にしたマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

- ① 電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

- ② 保安全管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。
- ③ 保安業務担当者が、他の保安業務従事者に、点検を行わせる場合は保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあつて、かつ点検・報告等の業務分担が明確となっていると。
- (2) 労働災害総合保険への加入  
「乙」は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入すること。（労働災害総合保険証の写しを添付すること。）
- (3) 損害賠償の能力  
「乙」は、この契約の実施に当って故意又は過失によって「甲」又は、第三者に与える恐れがある損害（「甲」又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。
- (4) 受電設備保証保険への加入  
「乙」は、落雷、水災により受電設備が損壊した場合に保証する受電設備保証保険に加入していること。（保険証の写しを添付すること。）

## 8. 業務の内容等

- (1) 保安全管理業務の内容  
「乙」は、「甲」の保安規定に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙「保安全管理業務の細目及び基準」によるものとする。
- (2) 実施者の確認等  
「乙」は、点検等を行う際には、委託契約書等に明記されている保安業務担当者等であることを示す身分証明書等（顔写真入）により、本人であることを「甲」に明らかにすること。「甲」は、面接等により本人の確認を行う。また、応援者（点検、緊急時）についても、同様の身分証明書等により身元の確認ができ、車両、服装等が統一されていること。
- (3) 再委託の禁止  
「乙」は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。
- (4) 年次点検時の人員確保など  
「乙」は停電のうえ実施する年次点検において、5名以上の保安業務従事者を確保し、2時間以内に行うこと。
- (5) 災害、事故その他非常時の場合に備えた体制等の確保  
災害、事故その他非常時の場合に備え、「乙」は次の体制等を確保すること。
  - ① 「乙」は、電気工作物の災害・事故その他非常の場合の連絡を365日24時間受ける体制を明確にし、20名以上の保安業務従事者を確保していること。
  - ② 「乙」は、広域災害が発生した場合に備えて、原則として30分以内に四国総合通信局へ到着できる活動拠点1箇所と原則として2時間以内に四国総合通信局へ到着できる活動拠点1箇所以上の活動拠点を有すること。
  - ③ 大規模災害発生後「乙」は、安全確保のため点検を行うこと。また、非常用発電機の運転が300時間に及ぶことが想定される場合は運転確保のため要員を派遣すること。

④ 「甲」が行う大規模災害等を想定して訓練には、「乙」は必要人員を確保し協力すること。

(6) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するための絶縁監視装置（50mA以下の漏電電流で感知し発報するもの）の設置は、「乙」の責任において設置し、これを維持管理すること。

「乙」は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、「甲」に通知するとともに応急措置をとるものとする。

(7) 記録の保存

「乙」が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において「甲」の保安規定に基づき保存するものとする。

9. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

① 「乙」は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない（労働安全衛生規則第342条、第343条）。

また、そのために必要な、適正な防護具保護具を常備しなければならない。

② 「乙」は、防護具、保護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない（労働安全衛生規則第351条）。

また、その記録は、「甲」の求めがあったときは、直ちに開示しなければならない。

10. 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

「乙」は、業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、平成15年経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。（経済産業省告示249号第2条）

電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロの機械器具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者が、これらの機械器具を当該事業場に備え付けてある場合にあつては、当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては、第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

一. 絶縁抵抗計 二. 電流計 三. 電圧計 四. 低圧検電器 五. 高圧検電器  
六. 接地抵抗計 七. 騒音計 八. 振動計 九. 回転計 十. 継電器試験装置  
十一. 絶縁耐力試験装置

(2) 測定器の校正・誤差試験

「乙」が、業務に使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は、国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

①交流電圧計 ②交流電流計 ③絶縁抵抗計 ④接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、「乙」はその試験結果の記録を台帳管理するとともに、「甲」の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

1 1. 保安教育

「乙」は、「甲」の職員等に対し電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育を行う講習会の開催要請があった場合は、随時講習会を実施すること。

1 2. 中国四国産業保安監督部長への申請、届出

「乙」は、契約締結後速やかに中国四国産業保安監督部長へ申請、届出する保安管理業外部委託承認申請書、保安規程届出書の作成及び提出手続きに関する助言を行うものとする。（電気事業法第42条第1、2項、電気事業法施行規則第52条第2項）

ただし、「乙」が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要のないものとする。

上記の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、「甲」はこの契約を一方的に解除できるものとする。

1 3. 守秘義務

「乙」及び「乙」の従業員は、業務上知り得た情報等は他に漏らさないこと。契約終了後も同様とする。

1 4. その他

本仕様書に示されていない事項が生じた場合は、協議して処理をする。

## 保安管理業務の細目及び基準

### 1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次によるものとする。

- a. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告する。
- b. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきてるべき措置を報告する。
- c. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行う。

② 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、甲の要求に基づき必要の都度行う。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行う。
- b. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告する。
- c. 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告する。

(2) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行う。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物)

- a. 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- f. 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のaからfまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

- a. 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合
- b. 立入に危険を伴う場所
- c. 情報管理のため立入が制限される場所

③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 乙は、上記(1)及び(2)の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行う。

### 2. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

(1) 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきてるべき措置を行う。

- a. 警報動作電流50mA以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合
- b. 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

## 別表

## 点検、測定及び試験の基準

設備	点検項目	点検の種類			工事期間中の点検 臨時点検	
		定期点検		必要の都度		
		月次点検	年次点検			
		停電	無停電			
受	区分開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		継電器の動作試験		○	※2○	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
断路器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
変	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により 必要の都度		
		〃 耐圧試験				
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○	
電	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により 必要の都度		
		〃 耐圧試験				
設	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
	避雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
	母線等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	
		電圧、電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		計器校正試験		必要の都度		
	絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	
	許容誤差試験(伝送試験を含む)		○	○		
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		※4○	※4○	
構造物	受変電室建屋、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等(発電設備含む)	外観点検	○	○	○	

設備	設備	点検項目	点検の種類			工事期間中の点検 臨時点検
			定期点検			
			月次点検	年次点検		
				停電	無停電	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5○		
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
		内部点検		1回/6年		
絶縁油酸価測定 " 耐圧試験			上記結果により必要の都度			
継電器の動作特性試験		※3,6○				
蓄電池設備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
発電設備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験		○		
	始動装置 (蓄電池、充電装置等)	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7○		
	遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定 " 耐圧試験		上記結果により必要の都度		
計器校正試験			必要の都度			
直交変換装置、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		※7○			
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		※3,6,8○			
	計器校正試験		必要の都度			

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとし、設備区分・設備条件により毎月、隔月、3ヶ月に1回行う。  
外観点検とは、設備が運転中の状態において目視(必要に応じ携帯計器の使用を含む。)により次の点検項目を行う。
  - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
  - b. 電線と他物との離隔距離の適否
  - c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
  - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行う。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検(無停電年次点検)を行う。
4. 工事期間中の点検は、外観点検を行う。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行う。
5. 絶縁油の酸価測定及び耐压試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがある。
6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがある。
7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行う。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとする。
8. ※を付した項目は、次のとおり。
  - ※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがある。
  - ※2 継電器の単体試験(押し釘テスト)及び制御回路試験とする。
  - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがある。
  - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがある。
  - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがある。
  - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがある。
  - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略することがある。
  - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えることがある。